

伊達市外に滞在（避難）されている皆様へ

福島県知事選挙のお知らせ



投票日は **10月25日（日）** です。

10月25日（日）の福島県知事選挙において、伊達市から他市区町村に滞在（避難）されている人でも、伊達市の選挙人名簿に登録されていれば、次の方法等により投票することができます。棄権しないで投票しましょう。

（１）投票できる方

次のすべての条件を満たしている方

- （１） 満18歳以上の日本国民であること
→ **平成20年10月26日以前に生まれている方**
- （２） 選挙人名簿に登録されていること
→ **令和8年7月7日以前に伊達市に転入届を提出し、引き続き伊達市の住民基本台帳に登録されている方**



（２）投票方法

投票日（令和8年10月25日）に投票所へ行くことができますか？

はい

当日投票をご利用ください。
→（３）へお進みください。

いいえ

期日前投票所へ
行くことはできますか？

はい

期日前投票をご利用ください。
→（４）へお進みください。

いいえ

不在者投票をご利用ください。
→（５）へお進みください。

【問い合わせ先】

伊達市選挙管理委員会
住所：〒960-0692
伊達市保原町字舟橋 180
電話：024-575-1204

(3) 当日投票

選挙当日（10月25日）は、投票所入場券に記載の投票所で、投票することになります。投票の際は、**本人分の投票所入場券を切り離して持参のうえ**、投票所へお越しください。

なお、入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されていて、本人であることが確認できれば投票できますので、受付にお申し出ください。

投票所 投票所入場券に記載されています。

投票時間 午前7時から午後6時まで

(4) 期日前投票

期日前投票は、下記のいずれの期日前投票所でも投票することができます。

投票の際は、**投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記載し、本人分を切り離して持参のうえ**、期日前投票所へお越しください。

なお、入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されていて、本人であることが確認できれば投票できますので、受付にお申し出ください。

期日前投票所	期 間	時 間
伊達市役所	10月 9日（金）から 10月24日（土）まで	午前8時30分から 午後8時まで
伊達総合支所 梁川総合支所 霊山総合支所 ふるさとふれあいホール	10月17日（土）から 10月24日（土）まで	

注!意

- 投票の際は、宣誓書（投票所入場券裏面又は投票所備え付け）の記入が必要です。
- 滞在先（避難先）の市区町村の期日前投票所では、投票できません。

投票できるのは、住民票のある伊達市の期日前投票所（上記の投票所）です。

(5) 不在者投票

不在者投票は、伊達市選挙管理委員会から投票用紙の交付を受けて現在滞在されている市区町村の不在者投票所で投票を行う方法です。

- ① 期 間 10月9日（金）～10月24日（土）
- ② 時間・場所 滞在地の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ③ 手続き 手続きの流れは下記のとおりです。

STEP 1 投票用紙等を請求する（①または②の方法）

- ①「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、伊達市選挙管理委員会へ提出し請求する。
（メールやFAXでの請求はできません）
- ②マイナポータル「ぴったりサービス」による電子申請で請求する。
※請求は事前にできますが、投票用紙等の発送は、告示日の翌日以降となります。

STEP 2 投票用紙等を受け取る

後日「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送されます。



- ①不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ②自宅等で事前に投票用紙への記載を行わないでください。
してしまうと「投票ができなくなります」のでご注意ください。

STEP 3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地（避難先）の市区町村で投票してください。



- 滞在地（避難先）の市区町村から伊達市に投票用紙を送る必要があるため、余裕をもった早めの投票をお願いします。
- 不在者投票用紙等の交付を受けた後に、伊達市で「当日投票」又は「期日前投票」をする場合は、投票用紙等をすべて返還しないと投票することができません。必ず伊達市選挙管理委員会から届いた封筒一式を投票所に持参してください。

「請求書兼宣誓書」が不足する場合は、コピー又は伊達市ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 選挙公報

選挙公報は、福島県選挙管理委員会ホームページをご覧ください。